

川口市監査告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年 8月 1日

川口市監査委員	小	川	春	海
同	星	野	隆	男
同	杉	本	佳	代
同	江	袋	正	敬

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象及び理由

#### (1) 監査の対象

企画財政部

#### (2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成28年9月1日～平成28年9月28日

### 2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(2)補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか
(3)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(4)財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

#### 4 監査の対象期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

#### 5 監査の実施期間

令和元年 5 月 1 日～令和元年 5 月 29 日

#### 6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

### [企画経営課]

#### (1) 主な監査項目

##### ア 収入事務

(ア) 市民手帳等頒布雑入

##### イ 支出事務

(ア) 住宅・土地統計調査調査員等の報酬

(イ) 行政評価外部評価委員会委員等の報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 埼玉県南 4 市まちづくり協議会負担金

##### ウ 契約事務

(ア) 包括外部監査等の委託契約

(イ) 電子複写機の賃貸借契約

##### オ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

### [情報政策課]

#### (1) 主な監査項目

##### ア 支出事務

(ア) 管理職向け情報セキュリティ研修講師報償金

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 本庁舎第2サーバー室空調室外機等の修繕料

(オ) 中間サーバー利用等の負担金

イ 契約事務

(ア) 税システム改元対応業務等の委託契約

(イ) 強靱化対策システム等の賃貸借契約

ウ 工事の設計・施行及び監督業務

(ア) 朝日東小学校イントラネット拠点施設整備工事のうち建築工事等

エ 財産管理

(ア) 備品管理

[財政課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 臨時財政対策債等の市債

イ 支出事務

(ア) 旅費

(イ) 消耗品費

(ウ) 地方債協会等の負担金

ウ 契約事務

(ア) 財務諸表作成支援業務委託契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

第2 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

第3 意見

1 職員情報化研修について

情報政策課の職員アプリケーションソフト基本操作研修について、既にパソコンの使用は日常化していることから、受講者のICT能力等を踏まえ、研修実施の必要性及び研修の高度化を検討されたい。